

NPO 法人 日本人間ドック健診協会 賛助会員規程

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人日本人間ドック健診協会（以下「当協会」という。）の定款第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、当協会の賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 賛助会員は、定款第 32 条第 4 項、定款施行細則第 5 条に定める年会費を負担するものとする。
1 口の額を 5 万円とし、各賛助会員は 1 口以上を負担するものとする。

第 3 条 賛助会員と緊密な連携を図るとともに、以下のとおり便宜を供与することとする。
以下に示すもの以外については、理事会等にて検討する。

(1) 取扱う商品、サービス、セミナー開催等のご紹介のご案内

- ・会員施設向けに賛助会員の商品、サービス等のメール配信
- ・会員施設向けに賛助会員の商品の案内郵送のための封筒準備（年 1 回まで）
- ・当協会が主催する講演会等で 15 分程度の講演枠の提供（回数に限りあり、初回企業を優先）
- ・当協会が主催する講演会会場でのパンフレット、見本商品の配布や展示（別途場所が必要な場合企業負担）
- ・会員施設向けのサンプリングの実施（希望施設がある場合）
- ・会員施設向けに商品、サービスの試用依頼（希望施設がある場合）

(2) 会員施設向けアンケート調査（最大 3 回まで）

アンケート内容や回答フォームについては賛助会員にて用意（費用がかかる場合企業負担）

(3) 賛助会員紹介ページへのバナーの掲載

当協会ホームページ、賛助会員の紹介ページに無料にてバナーを掲載（1 企業 1 カテゴリ）

(4) 講演会、研修会等への参加

当協会主催の講演会、研修会へ参加

第 4 条 賛助会員が法律に違反する行為又は公序良俗に反する行為など会員としてふさわしくないと認められる行為があったときは、理事会の決議により除名することができる。

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、2022 年 6 月 23 日から施行する。